

令和7年度

予備自衛官補採用要項 (技能公募)



1 受付期間

- (1) 第1回：令和7年1月22日(水)から令和7年4月8日(火)まで(締切日必着)
(2) 第2回：令和7年5月24日(土)から令和7年9月11日(木)まで(同上)
第1回で採用予定数に達した場合、第2回は実施しない場合があります。
なお、一般公募との併願は可能ですが採用にあたっては、一般と技能のどちらか一方での採用となります。

2 採用予定数(参考 令和6年度)

(1) 陸上自衛隊

北海道	東北	関東・甲信越(注)	東海・北陸・近畿・中国・四国	九州
北部方面隊管内	東北方面隊管内	東部方面隊管内	中部方面隊管内	西部方面隊管内
約30名	約30名	約140名	約110名	約40名

注：静岡県は関東・甲信越に含み、東海には含まれません。

(2) 海上自衛隊

約20名

※ 陸上自衛隊及び海上自衛隊ともに第1回と第2回を合わせた採用予定数です。
なお、令和7年度の採用予定数につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

3 受験資格

- (1) 18歳以上で次の表の国家免許資格等を有する者(現に常勤の隊員、短時間勤務の官職を占める隊員、予備自衛官及び即応予備自衛官である者を除く。)

区分	技術区分	国家免許資格等(注1)	年齢
予備自衛官補(技能) (海上予備自衛官補(技能)を除く。)	衛生	医師及び歯科医師(経験年数は12年以上)	36歳以上 55歳未満
		薬剤師(経験年数12年以上)、臨床心理士(経験年数12年以上)、公認心理師(経験年数12年以上)	55歳未満
		医師及び歯科医師(経験年数12年未満)、薬剤師(経験年数12年未満)、臨床心理士(経験年数12年未満)、公認心理師(経験年数12年未満)、看護師	54歳未満
	乙(注3)	理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、救急救命士(准看護師の資格を併せて保有する者)、栄養士、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士(歯科医師免許保有者は、衛生・乙(歯科技工士)の受験資格があります。)	53歳未満 (注10)
	語学	外国語短期大学等以上卒業(注4)(当該語学の専攻学科卒業者に限る。又は実用英語技能検定(英検)試験準1級以上若しくはこれと同等以上の能力(注5)を有する者)	
		英語	
		ロシア語	
		中国語	
		韓国語	
		アラビア語	
		フランス語	
		ポルトガル語	
		スペイン語	
	整備	1級大型又は小型自動車整備士、1級又は2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士	54歳未満
	サイバー(システム防護)	甲(注2) CISSP、SSCP、情報処理安全確保支援士等(注6) 乙(注3) CSSLP、CompTIA(CASP、CySA+、Pentest+)等(注6)	
	情報処理	基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、情報処理安全確保支援士、システム監査技術者等と同等の資格(注7)又は技能を有する者(注6)	53歳未満 (注10)
	通信	第1級総合無線通信士、第2級総合無線通信士、第3級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、A1第1種工事担任者、アナログ第1種工事担任者、DD第1種工事担任者、デジタル第1種工事担任者、A1・DD総合種工事担任者、アナログ・デジタル総合種工事担任者	
	電気	第1級又は第2級又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者	
	建設	1級又は2級建築士、測量士、測量士補、1級又は2級建設機械施工技士、1級又は2級建築施工管理技士、1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級管工事施工管理技士、木造建築士	
	放射線管理	第1種又は第2種放射線取扱主任者	
海上予備自衛官補(技能)	船舶	法務(注2) 弁護士(経験年数11年以上)、司法書士(経験年数14年以上) 弁護士(経験年数11年未満)、司法書士(経験年数14年未満)	55歳以上 55歳未満
		人 事 遺体衛生保全士(エンバーマー)(注8)、納棺士(注9)、保育士	53歳未満 (注10)
	甲(注2)	1級海技士(航海)(経験年数12年以上の者)	35歳以上 55歳未満
		1級海技士(機関)(経験年数12年以上の者)	55歳未満
		1級海技士(航海)(経験年数12年未満の者)、1級海技士(機関)(経験年数12年未満の者)、2級海技士(航海)、2級海技士(機関)、3級海技士(航海)、3級海技士(機関)	54歳未満
		4級海技士(航海)(経験年数18年以上の者)、4級海技士(機関)(経験年数18年以上の者)	54歳未満
		5級海技士(航海)(経験年数19年以上の者)、5級海技士(機関)(経験年数19年以上の者)	
		4級海技士(航海)(経験年数18年未満の者)、4級海技士(機関)(経験年数18年未満の者)	53歳未満
		5級海技士(航海)(経験年数19年未満の者)、5級海技士(機関)(経験年数19年未満の者)	
	乙(注3)		

- 注1：国家免許資格等は志願書類の提出までに取得している必要があります。
注2：衛生甲、サイバー(システム防護)甲、法務、船舶甲は、予備自衛官任用時に幹部等の階級に指定される者です。
注3：衛生乙、サイバー(システム防護)乙、船舶乙は、予備自衛官任用時に曹の階級に指定される者です。
注4：外国における短期大学等の卒業者を含み。
注5：国際連合公用語英語検定A級以上、ロシア語能力検定試験2級以上、実用中国語技能検定試験3級以上、韓国語能力評価試験4級以上、実用アラビア語検定試験3級以上、実用フランス語検定技能試験2級以上、外国語としてのポルトガル語検定試験上級以上、スペイン語技能検定3級以上、通訳技能検定試験、通訳案内士試験合格者等
注6：細部受験資格については、自衛官募集ホームページ等でご確認ください。
注7：国内外の機関(CompTIA、ISC²、SANS、ISACA、EC-Council)が認定する資格を保有している者
注8：日本遺体衛生保全協会が認定する資格を保有している者
注9：日本納棺士技能協会等が認定する資格を保有している者
注10：年齢や資格、実務経験年数によって応募年齢上限が54歳未満に変わる場合があります。細部はお近くの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

- (2) 自衛官であった者は、自衛官であった期間が1年未満である者(自衛官候補生から引き続き自衛官となった者であつては、当該自衛官候補生としての勤務期間と自衛官としての勤務期間とを通算した期間が1年未満の者)
- (3) 年齢の計算期日
 ア 第1回：令和7年7月15日(火)
 イ 第2回：令和7年12月18日(木)
- (4) 経験年数の計算期日
 ア 予備自衛官補(技能)(陸上自衛隊)
 国家免許資格等の取得後の年数(保有している免許資格等に係る業務に従事しなかった年月数、免許取消処分、停止処分を受けていた年月数を除く。)
 イ 予備自衛官補(技能)(海上自衛隊)
 船員として勤務した年数(予備船員であった年月数を除く。)
- (5) この試験を受けられない者
 ア 日本国籍を有しない者
 イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員になることができない者
 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 ○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

4 試験

- (1) 試験期日
 ア 第1回：令和7年4月6日(日)から4月20日(日)
 イ 第2回：令和7年9月13日(土)から9月29日(月)
 (いずれか1日を指定されます。)
- (2) 試験場
 ア 予備自衛官補(技能)(陸上自衛隊)
 各方面隊管内別に全国の主要都市等で実施します(受付時又は自衛隊受験票交付時にお知らせします。)
 イ 予備自衛官補(技能)(海上自衛隊)
 大湊、横須賀、舞鶴、呉、佐世保の各地方隊警備区内で実施します(受付時又は自衛隊受験票交付時にお知らせします。)
- (3) 試験種目及び内容

試験種目	試験内容
筆記試験	小論文(60分)※
口述試験	個別面接
適性検査	予備自衛官補としての適性を判定する検査※
身体検査	身体検査の合格基準による。

※ 筆記試験及び適性検査はカメラ機能付のパソコン、スマートフォン等を用いたWEBによる試験を予定しております。

詳細は各自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

※ 括弧内試験時間は目安です。確定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

主な身体検査の合格基準(注1)

検査項目	基準	
	男子	女子
身長	150cm以上のもの	140cm以上のもの
体重	身長と均衡を保っているもの(注2)	
視力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの	
聴力	正常なもの	
歯	多数のう歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (尿検査 胸部X線検査等 (注3))	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛及び腰痛の既往歴のあるもの(2年以上無症状で再発のおそれのないものは除く。)、脊椎疾患に関わる手術を2年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・膈ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注4)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障を来す疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表(3ページ)のとおり。また、体重が基準を超過していても、体脂肪率を測定して、男子30%未満、女子35%未満の場合は合格とします。細部はお近くの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

注3：「既往歴」、「手術歴」又は身体上不安等のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。
事実と異なる申告をした場合は、合格通知されていても、その事実が判明した時点で不合格となることがあります。

注4：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

- (4) その他
 試験に併せて薬物使用検査を実施します。

■ 合格基準表

男子

身長	体重	体重超過 の判定基準
cm	kg以上	kg以上
150.0～	44	65
152.0～	45	67
155.0～	47	69
158.0～	47.5	71.5
161.0～	48	74
164.0～	49	76.5
167.0～	50	79
170.0～	52	81.5
173.0～	54	84
176.0～	56	86.5
179.0～	58	89
182.0～	60	91.5
185.0～	62	94
188.0～	64	96.5
191.0～	66	99

女子

身長	体重	体重超過 の判定基準
cm	kg以上	kg以上
140.0～	38	52
142.0～	39	53
145.0～	40	55
148.0～	42	57
150.0～	43	58
152.0～	43.5	59.5
155.0～	44	62
158.0～	44.5	64.5
161.0～	45	67
164.0～	46	69.5
167.0～	47.5	72
170.0～	49	74.5
173.0～	51	77
176.0～	53	79.5
179.0～	55	82
182.0～	57	85
185.0～	59	88
188.0～	61	91
191.0～	63	94

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において取り扱っています。

志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(180円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「予備自衛官補(技能公募)志願書類」の請求であることを明記してください。

自衛官募集ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/>)から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。

項目	内 容	必要数
志 願 票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部
国家免許資格等	国家免許資格等の写し	1部
証 明 書	大学・短期大学又は高等専門学校卒業証明書(語学要員のみの)、船員手帳 記載事項証明書(船舶要員のみの。)	1部
返信用封筒 (長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(110円)を貼ってください(注2)。	1部

注1：写真は「志願票」及び「自衛隊受験票」用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

注2：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても自衛隊受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に必ずお問い合わせください。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときには、速やかに最寄りの又は志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に連絡してください。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

ア 第1回：令和7年6月11日(水)

イ 第2回：令和7年11月6日(木)

(2) 合格者は、自衛隊地方協力本部ホームページ及び自衛官募集ホームページに掲載するとともに、合格者に対しては、本人宛に採用候補者名簿記載通知書及び採用に関する意向調査書を送付します。

なお、不合格者については通知しません。

採用候補者名簿通知書等は、送付事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ自衛隊地方協力本部ホームページ等で確認してください。採用候補者名簿通知書等が発表の日から5日経過しても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

(3) 可否の理由等に関する照会には原則応じられません。

注：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく保有個人情報の開示請求は除く。

7 合格者の取扱い

合格者は採用候補者となり、名簿に記載されます。意向調査において採用に応諾された者のうち、上位者から順次採用予定者となり、第1回採用試験における採用予定者は令和7年7月15日(火)、第2回採用試験における採用予定者は令和7年12月18日(木)に予備自衛官補として採用されます。

※ 一般公募との併願者は、意向調査時に一般と技能のどちらか一方を選択することになります。

8 その他

(1) 受験のための交通費及び宿泊費は、各自の負担になります。

(2) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

予備自衛官補として採用されると

1 教育訓練

(1) 目的

予備自衛官としての資質を養うとともに、専門技能を活用した予備自衛官として必要な知識及び技能を修得します。

(2) 教育訓練日数

2年以内に10日の教育訓練を受けます。

(3) 実施要領

ア 予備自衛官補(技能)(陸上自衛隊)

- ◆ 全般 教育訓練を2段階に区分し、それぞれ5日間の教育訓練(技1・2)を設定
技1から技2タイプへ順次に履修
- ◆ 各段階 第1段階：初歩的な識能を付与する段階
第2段階：専門技能を発揮するために必要な識能を付与する段階

※ 具体的な教育訓練要領は、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

段 階	第1段階(5日)	第2段階(5日)
タイプ	技 1	技 2
課 目	精神教育・服務・体育	
	基 本 教 練	武器訓練及び射撃
	野 外 勤 務	
	特殊武器防護・野外衛生等	
	実 弾 射 撃	
	職 務 訓 練	

イ 予備自衛官補(技能)(海上自衛隊)

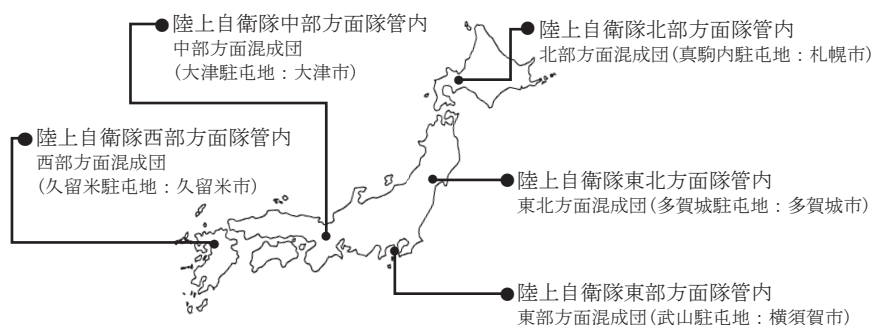
教育訓練は、第1回、第2回(各5日)に分けて、下記の課目について実施します。

※ 具体的な教育訓練要領は、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

	第1回(5日)	第2回(5日)
課 目	訓 育	
	基 本 教 練	
	勤 務 一 般 等	
	国 際 法 等	
	職 務 訓 練	

(4) 教育訓練を担当する部隊及び実施場所

ア 予備自衛官補(技能)(陸上自衛隊)

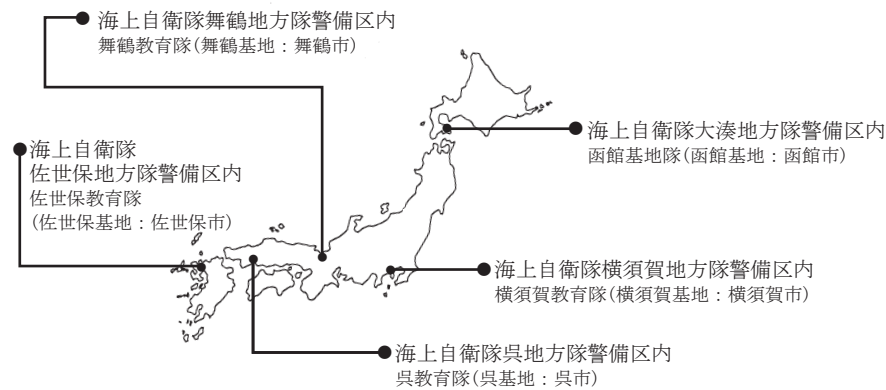


	教育部隊	駐屯地	所 在 地	電話番号
北方方面隊管内	北方方面混成団	真駒内	北海道札幌市南区真駒内17	011(581)3191
東北方面隊管内	東北方面混成団	多賀城	宮城県多賀城市丸山2-1-1	022(365)2121
東部方面隊管内	東部方面混成団	武 山	神奈川県横須賀市御幸浜1-1	0468(56)1291
中部方面隊管内	中部方面混成団	大 津	滋賀県大津市際川1-1-1	077(523)0034
西部方面隊管内	西部方面混成団	久留米	福岡県久留米市国分町100	0942(43)5391



予備自衛官補制度の
詳細はこちら

イ 予備自衛官補(技能)(海上自衛隊)



	教育部隊	基 地	所 在 地	電話番号
大湊地方隊警備区内	函館基地隊	函 館	北海道函館市大町10-3	0138(23)4241
横須賀地方隊警備区内	横須賀教育隊	横須賀	神奈川県横須賀市御幸浜1-1	046(856)2152
舞鶴地方隊警備区内	舞鶴教育隊	舞 鶴	京都府舞鶴市泉源寺175-2	0773(62)2271
呉地方隊警備区内	呉 教育 隊	呉	広島県呉市幸町1-1	0823(22)0906
佐世保地方隊警備区内	佐世保教育隊	佐世保	長崎県佐世保市崎辺町無番地	0956(32)1121

2 待 遇 等

(1) 身 分

非常勤の特別職国家公務員

(2) 手 当 等

教育訓練招集手当：日額8,800円(令和6年4月1日現在)(教育訓練参加日数分支給)

※ 手当は課税対象になります。

教育訓練招集旅費：教育訓練招集に応じて、教育訓練に参加する場合、自宅から教育訓練実施駐屯地(基地)までの交通費が支給されます。

(3) 衣 食 住

ア 食 事：教育訓練招集間は無料支給されます。

イ 宿 泊：教育訓練招集間は駐屯地(基地)内の定められた宿舎に宿泊(無料)することとなります。

ウ 被服等：教育訓練で使用する作業服等は無償貸与されます。

3 健康管理・災害補償

(1) 健康管理

教育訓練招集間は、自衛隊内の医務室や自衛隊病院等の利用が可能となります。

(2) 災害補償

教育訓練招集中の公務上の災害については、自衛官と同様の補償が受けられます。

予 備 自 衛 官 に 任 官 す る と

1 予備自衛官の概要

予備自衛官は、非常勤の特別職国家公務員として、普段はそれぞれの職業に従事しながら、訓練招集命令により出頭し、予備自衛官として必要な知識・技能を維持するため年間5日間の訓練を受けます。

防衛出動時等において必要があると認める場合には、防衛招集命令又は国民保護等招集命令により出頭し、自衛官となって、後方の警備や後方支援又は国民の保護のための措置等の任務にあたります。また、災害時において特に必要と認められる場合には、災害招集命令により出頭し、自衛官となって災害救助活動等に従事します。

2 予備自衛官補から予備自衛官への任用

10日間の教育訓練を修了した者は修了の翌日に予備自衛官として任用されます。また、予備自衛官への任用の日をもって保有する特殊又は高度の技能及び知識に対応する階級を指定されます。勤務期間は3年を1任期として任用され、引き続き希望する者は、選考により3年を任期として継続任用されます。



任官後の階級についてはこちら

3 予備自衛官の処遇等

項 目		内 容
身 分		非常勤の特別職国家公務員
手 当 等	予備自衛官手当	月額4,000円(予備自衛官として任用期間中支給)※
	訓練招集手当	月額8,100円(訓練招集参加日数分支給)※
	訓練招集旅費	訓練招集に応じて訓練に参加する場合、自宅から訓練実施駐屯地(基地)までの交通費が支給されます。
衣 食 住	被 服 等	訓練招集中に使用する被服等は無償貸与されます。
	食 事	訓練招集間は無料支給されます。
	宿 泊	訓練招集間は駐屯地内(基地)の定められた宿舎に宿泊(無料)することになります。
健康管理		訓練招集中は、自衛隊内の医務室や自衛隊病院等の利用が可能となります。
災害補償		訓練招集中の公務上の災害については、自衛官と同様の補償が受けられます。

※ 手当は課税対象になります。

4 予備自衛官の招集訓練

予備自衛官の招集訓練は、5日間連続で出頭することが望ましいですが、2回に分割して出頭することが可能です。

◆ 招集訓練の概要

5日間訓練	部隊等で、精神教育、武器訓練、体育訓練等のほか職種訓練が部隊の特性に応じ行われます。
-------	--

5 防衛招集等

予備自衛官は、防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令により招集され、出頭した日をもって自衛官となります。

(1) 防衛招集

防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、必要と認めるときには、閣議決定を経て、防衛大臣から予備自衛官に対し防衛招集命令が発せられます。

(2) 国民保護等招集

国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置(いずれも治安の維持に係るものを除く。)のため必要があると認めるときには、閣議決定を経て、防衛大臣から予備自衛官に対し国民保護等招集命令が発せられます。

(3) 災害招集

災害が発生し、特に必要があると認める場合は、閣議決定を経て、防衛大臣から予備自衛官に対し災害招集命令が発せられます。



予備自衛官等制度の詳細はこちら

■ 志願票・自衛隊受験票記入例

予備自衛官補 志願票		予補
① 氏名	ぼう えい いちろう 防衛 一郎 男	地方協力本部 受 験 番 号
② 生年月日	昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (募集要項で示す期日現在) 満 〇〇 歳	年 月 日
③ 職 業	〇 〇 〇	指定試験場
④ 志願区分	一 般 ・ 技 能 (陸上・海上) いづれかを○で囲む	令和 年 月 撮影
⑤ 技術区分等	予備自衛官補(技能)のみ記入 技 術 区 分 衛生 〇〇〇 資格等の種類 医 師 資格取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 資格番号等 〇〇〇〇〇〇〇番	特 技 資格免許
⑥ 現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇市〇〇〇〇区〇〇〇〇丁〇〇-〇〇 マンション名・アパート名まで記入 〇〇〇〇マンション〇〇号室 電話番号(携帯可) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	メールアドレス (必須欄) 〇〇〇@〇〇〇.me.jp
⑦ 家族等連絡先	ぼう えい たろう 防衛 太郎 父 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇市〇〇〇区〇〇〇〇丁〇〇-〇〇 電話番号(携帯可) 〇〇〇-〇〇〇〇	
⑧ 応募資格に該当する学歴	予備自衛官補(技能)で技術区分「語学」を志願する者のみ記入 学校名 部 科 名 所在地(市町村名まで記入) 在学期間等(右欄は○で囲む。)	年 月 ～ 年 月 卒業・卒業見込
⑨ 職 歴	予備自衛官補(技能)を志願する者のみ記入 勤務先(部課まで) 職務内容 所在地(市町村名まで記入) 在職期間 〇〇内科〇〇科 診療等 宮城県〇〇市 〇年〇月～〇年〇月	年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月
⑩ 自衛官経験者記入欄	採用 退職 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 採用場所 退職場所 採用理由 退職理由 私は、予備自衛官補(一般・ 技能)採用試験を受験したいので、申し込みます。 私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。 また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 氏名(自筆) 防衛 一郎	

注：記入上の注意
1 写真貼付シタ(右側バーコード)で本人が申告書でしっかりと記入してください。
2 右上の「志願区分」(受付・指定試験場)欄には記入しないでください。
3 ⑤「技術区分等」欄のうち「資格等の種類」「資格取得年月日」及び「資格番号等」は、予備自衛官への任用の際、採用決定に必要なため、志願する技術区分に応じた資格等を複数保有し、記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけてすべて記入してください。
4 ⑥「現住所」欄は、予備自衛官への任用の際、採用決定に必要なため、記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけてすべて記入してください。
5 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
6 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで
下記の要領で記入してください。

- ①「氏 名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
- ②「生年月日」：年齢は1ページ**3**の受験資格の年齢及び経験年数の計算期日現在の年齢を記入
- ③「職 業」：「大学生」、「大学院生」、「専門学校生」、「会社員」、「無職」等と記入
- ④「志願区分」：技能(陸上・海上)の中から一つを選択し、○で囲む。
- ⑤「技術区分等」：受験種目資格に応じて記入
※1ページ**3**の受験資格を確認のうえ記入
- ⑥「現住所」：志願者本人の現住所を都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。また、電話番号(携帯可)も志願者本人と直接連絡が取れるものを記入
なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
- ⑦「家族等連絡先」：志願者本人と連絡が取れない場合に代理となる方の氏名、続柄、住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)及び電話番号を記入。ただし、住所が現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入。また、代理となる方がいない場合は空欄可
- ⑧「応募資格に該当する学歴」：予備自衛官補(技能)で技術区分「語学」を志願する者のみ記入
- ⑨「職 歴」：予備自衛官補(技能)を志願する者のみ記入
- ⑩「自衛官経験者記入欄」：採用、退職欄にそれぞれ記入

注：記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。

注：志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：写真(志願票及び自衛隊受験票用)：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

<自衛隊法第38条第1項>

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所 在 地	電話番号	URL
札幌	060-8542	札幌市中央区北4条西15丁目1	011(631)5472	https://www.mod.go.jp/pc/sapporo/
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138(53)6241	https://www.mod.go.jp/pc/hakodate/
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(51)6055	https://www.mod.go.jp/pc/asahikawa/
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4	0155(23)5882	https://www.mod.go.jp/pc/obihiro/
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F	017(776)1594	https://www.mod.go.jp/pc/aomori/
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F	019(623)3236	https://www.mod.go.jp/pc/iwate/
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F	022(295)2612	https://www.mod.go.jp/pc/miyagi/
秋田	010-0951	秋田市山王4丁目3-34	018(823)5404	https://www.mod.go.jp/pc/akita/
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F	023(622)0712	https://www.mod.go.jp/pc/yamagata/
福島	960-8112	福島市花園町5番46号 福島第2地方合同庁舎2F	024(531)2351	https://www.mod.go.jp/pc/fukushima/
茨城	310-0061	水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4F	029(231)3315	https://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/
栃木	320-0043	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F	028(634)3385	https://www.mod.go.jp/pc/tochigi/
群馬	371-0805	前橋市南町3丁目64-12	027(221)4471	https://www.mod.go.jp/pc/gunma/
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F	048(831)6043	https://www.mod.go.jp/pc/saitama/
千葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町1丁目1-17	043(251)7151	https://www.mod.go.jp/pc/chiba/
東京	162-8850	新宿区市谷本村町10番1号	03(3260)0543	https://www.mod.go.jp/pc/tokyo/
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045(662)9429	https://www.mod.go.jp/pc/kanagawa/
新潟	950-8627	新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F	025(285)0515	https://www.mod.go.jp/pc/niiigata/
山梨	400-0031	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F	055(253)1591	https://www.mod.go.jp/pc/yamanashi/
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F	026(233)2108	https://www.mod.go.jp/pc/nagano/
静岡	420-0821	静岡市葵区柚木366	054(261)3151	https://www.mod.go.jp/pc/sizuoka/
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	https://www.mod.go.jp/pc/toyama/
石川	921-8506	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F	076(291)6250	https://www.mod.go.jp/pc/ishikawa/
福井	910-0019	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F	0776(23)1910	https://www.mod.go.jp/pc/fukui/
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058(232)3127	https://www.mod.go.jp/pc/gifu/
愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052(331)6266	https://www.mod.go.jp/pc/aichi/
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91	059(225)0531	https://www.mod.go.jp/pc/mie/
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F	077(524)6446	https://www.mod.go.jp/pc/shiga/
京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F	075(803)0820	https://www.mod.go.jp/pc/kyoto/
大阪	540-0008	大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F	06(6942)0715	https://www.mod.go.jp/pc/osaka/
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F	078(261)8600	https://www.mod.go.jp/pc/hyogo/
奈良	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F	0742(23)7001	https://www.mod.go.jp/pc/nara/
和歌山	640-8287	和歌山市築港1丁目14-6	073(422)5116	https://www.mod.go.jp/pc/wakayama/
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F	0857(23)2251	https://www.mod.go.jp/pc/tottori/
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F	0852(21)0015	https://www.mod.go.jp/pc/shimane/
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F	086(226)0361	https://www.mod.go.jp/pc/okayama/
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F	082(221)2957	https://www.mod.go.jp/pc/hiroshima/
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	https://www.mod.go.jp/pc/yamaguchi/
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F	088(623)2220	https://www.mod.go.jp/pc/tokushima/
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F	087(823)9206	https://www.mod.go.jp/pc/kagawa/
愛媛	790-0003	松山市三番町8丁目352-1	089(941)8381	https://www.mod.go.jp/pc/ehime/
高知	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	088(822)6128	https://www.mod.go.jp/pc/kochi/
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1丁目12番	092(584)1881	https://www.mod.go.jp/pc/fukuoka/
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952(24)2291	https://www.mod.go.jp/pc/saga/
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省長崎合同庁舎	095(826)8844	https://www.mod.go.jp/pc/nagasaki/
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F	097(536)6271	https://www.mod.go.jp/pc/oita/
熊本	860-0047	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F	096(297)2051	https://www.mod.go.jp/pc/kumamoto/
宮崎	880-0901	宮崎市東大淀2丁目1-39	0985(53)2643	https://www.mod.go.jp/pc/miyazaki/
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F	099(253)8920	https://www.mod.go.jp/pc/kagoshima/
沖縄	900-0016	那覇市前島3丁目24-3-1	098(866)5457	https://www.mod.go.jp/pc/okinawa/

< 自衛官募集ホームページ >
(予備自衛官補)



< 自衛官募集X >



● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。